

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊生企107号

令和5年2月17日

「JKビジネス」問題に係る対策の推進について（通達）

見出しの件については、「「JKビジネス」問題に係る対策の推進について（通達）」（令和元年8月20日付け熊少第356号。以下「旧通達」という。）に基づき、各種対策を推進しているところ、この度、警察庁から別添「「JKビジネス」問題に係る対策の推進について（通達）」（令和5年2月9日付け警察庁丁人少発第179号）が発出された。

各警察署にあっては、その趣旨を理解の上、引き続き、「JKビジネス」に関連して生ずる諸問題への対策を推進されたい。

なお、旧通達は、本通達の発出をもって廃止する。

※ 警察庁通達「「JKビジネス」問題に係る対策の推進について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。